平成２２年（フ）第２７３５号
神奈川県鎌倉市腰越926番地
債務者　六波羅貴子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０６１号
横浜市戸塚区原宿２丁目12番34―301号
債務者　大場満津子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０７４号
横浜市港南区芹が谷１丁目26番23号　朝日プラザ上大岡管理室
債務者　高林　芳夫
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０７５号
横浜市港南区芹が谷１丁目26番23号　朝日プラザ上大岡管理室
債務者　高林美江子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０９９号
横浜市泉区岡津町1677番地　メゾン・ド・ブランシュＡ203
債務者　戸塚　祐貴
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１１２号
神奈川県大和市上草柳８丁目28番４号　コートサイドＫ―Ｂ号
債務者　植田　正明
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１４５号
神奈川県高座郡寒川町岡田４丁目４番18号
債務者　三留　紀子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３８号
岡山県赤磐市山陽６丁目２番２―404号
債務者　武内　　紫（旧姓村木・西中）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７３号
岡山市南区藤田246番地６
債務者　山下　邦稔
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８３号
岡山市北区奉還町２丁目７番９号　秋山タウンハウス１号
債務者　前田いずみ（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３４号
岡山県倉敷市児島味野６丁目３番５号
債務者　安藤　　舞
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始中更正

平成２２年（フ）第８８０号
福岡市城南区鳥飼７丁目６番２号ロイヤルコート若狭Ⅱ１Ｆ
破産者　株式会社Ｂｕｏｎｏ　Ｂｕｏｎｏ
1　主文　当裁判所が平成22年５月10日にした破産手続開始決定中、破産者の商号につき「株式会社Ｂｕｏｎｏ　Ｂｏｕｎｏ」とあるのを「株式会社Ｂｕｏｎｏ　Ｂｕｏｎｏ」と更正する。
2　決定年月日　平成22年10月29日
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第４５１号
山形市東山形１丁目４番７号
破産者　株式会社東北東邦建材
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６６号
川崎市高津区末長1314番地
破産者　冨士工業ゴム株式会社
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第４７２号
相模原市南区上鶴間５丁目13番11号幸ハイツ101
破産者　株式会社アートファーネス
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１１１５号
名古屋市千種区園山町１丁目32番地の１
破産者　藤栄ホーム器材株式会社
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６３３号
名古屋市千種区今池南１番５号
破産者　株式会社ケイエイチハウジング
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部